

社会体育施設等 指定管理者選定結果報告書

令和5年3月

芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会

社会体育施設等の指定管理者について、事業者に対する審議を行った結果、次のとおり審査しましたので報告します。

令和5年3月15日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会
委員長 佐野 寿行

1 指定管理者

団体名	所在地
芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体	芽室町東6条10丁目2番地13

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
社会体育施設等	
・芽室町総合体育館	芽室町東3条8丁目1番地
・芽室町トレーニングセンター	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室町温水プール	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室町健康プラザ	芽室町西3条南6丁目1番地
・芽室町サッカー場	芽室町東6条南1丁目1番地
・芽室公園	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室南公園	芽室町西3条6丁目1番地
・南多目的運動公園	芽室町新生南6線23番地
・芽室西運動広場	芽室町芽室南3線25番地
・美生川河川敷公園	芽室町東8条3丁目1番地1地先
・芽室霊園緑地公園	芽室町芽室南3線24番地3
・東工北1公園	芽室町東芽室北1線4番地20

3 審査の方法について

(1) 当該施設の指定管理者制度導入の目的、意義を踏まえた評価に努めた。

- (2) 民間人を選定委員に委嘱し、公平性とより広い視野での評価に努めた。
- (3) 以下の表のとおり審査項目と審査の視点を設定し評価を行った。
- (4) ヒアリングを実施し、新しい施設を含む社会体育施設全体の運営・維持管理の考え方に対する疑問点の解消に努めた。
- (5) 町営水泳プール建替え及びトレーニングセンター新設に伴う業務計画の変更内容及び提案が指定管理者として求められる水準を満たし、かつ指定管理者として適切であるか、審査項目ごとに適・不適の評価を行った。各委員の評価を平均し、総合評価とした。

審査項目	審査視点項目
(1)理念・認識	①利用者の視点に立った理念・目標を持っているか。
	②公共施設として平等性に配慮されているか。
(2)サービス向上、施設効用の最大限発揮	①サービス向上策
	②自主事業
	③接遇の指導・向上
	④利用者への情報提供の考え方
(3)施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容
	②人員配置・体制(危機管理含む)・町内雇用
(4)管理経費の縮減	①管理経費縮減策について
	②事業費の妥当性
(5)地域住民の意見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決
確認項目	①法令遵守
	②安定した管理能力があるか。

4 審査結果について

審査	芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体
総合評価及び 審査・確認項目	いずれの項目においても適
【審査方法】 審査視点項目ごとに「適・不適」による評価を行う。 各委員の審査の結果を集計し総合評価とする。	

5 審査の理由について

芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体のうち芽室ビル管理株式会社及び十勝広域森林組合は、これまでの15年間共同企業体として芽室町の社会体育施設等の指定管理業務を担っており、また、毎年度実施している事業評価においても一定水準以上の評価を受けている。加えて株式会社オカモトについては他市町村の複数の指定管理施設の運営実績があり、提出書類から、次年度より新たに供用開始する町営水泳プール及びトレーニングセンターを含め、今後についても安定した管理運営が期待できる。

次年度以降の業務に係る新たな提案については、これまでの芽室町における管理実績や類似指定管理プール施設における実績をもとに、各社が連携し利用促進・利用者増に向けたサービスの向上や各年齢層、社会情勢に合わせた自主事業計画が提案されており、今後も良好な運営が期待される。施設運営に必要な専門的知識、技術、技能、免許を必要とする人材も適正に配置される計画であり、職員研修による技術・利用者満足度の向上にも積極的に取り組む姿勢が伺える。体育関連団体や町内外を問わず利用者からの意見を取り入れる体制や、芽室町教育委員会担当課との定期的な協議の場を設ける体制から、運営に関する問題点・課題に対する適切かつ円滑な対応が期待できる。また、新たに採用される利用料金制においても、各社の実績を活かしたサービスの質的・量的向上が期待できる。

指定期間5年間のうち、3年目となる次年度からは新施設の町営水泳プール及びトレーニングセンターを加えた指定管理となる。新たな施設に対する町民等の期待は非常に高いものであり、プールの供用開始に向けて他施設も含め社会体育施設等が一体となって、これまで以上に町民の健康増進に資する施設として供用開始からその効果を最大限発揮できるよう業務に臨みたい。

以上審査の結果、町営水泳プール及びトレーニングセンターを含めた社会体育施設等の指定管理者である芽室ビル管理・十勝広域森林組合・オカモト共同企業体の業務計画の変更内容が適切であると判断した。

6 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	大熊 美由紀	民間人有識者
委 員	島影 由里香	民間人有識者
委 員	鈴 木 優	民間人有識者
委 員	佐々木 快治	総務課長
委 員	佐藤 季之	都市経営課長